

糸満市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 要件チェックシート

①あなたは世帯主（主たる生計維持者）ですか

はい いいえ（世帯主氏名：_____）

※世帯主（主たる生計維持者）が申請してください

②あなたを含み、何人の世帯ですか

	収入上限額	資産上限額		収入上限額	資産上限額
<input type="checkbox"/> 単身世帯	110,000円	468,000円	<input type="checkbox"/> 5人世帯	250,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 2人世帯	153,000円	690,000円	<input type="checkbox"/> 6人世帯	287,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 3人世帯	181,000円	840,000円	<input type="checkbox"/> 7人世帯	324,000円	1,000,000円
<input type="checkbox"/> 4人世帯	216,000円	1,000,000円	<input type="checkbox"/> 8人世帯	357,000円	1,000,000円

収入限度額・資産上限額をチェックして次へ！

③あなたの世帯では、現在ひと月にどれだけ収入がありますか（確認できる最新の収入月額）

<input type="checkbox"/> 給料（総支給額）	⇒	給与明細表	_____	円/月
<input type="checkbox"/> 売上（個人事業の方）	⇒	売上・経費がわかる帳簿等	_____	円/月
<input type="checkbox"/> 児童手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円/月
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円/月
<input type="checkbox"/> その他の手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円/月
<input type="checkbox"/> 各種年金	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円/月
<input type="checkbox"/> 仕送り、養育費等	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	_____	円/月
<input type="checkbox"/> 家族の収入	⇒	上記に準ずる	_____	円/月

！要チェック
②でチェックした収入上限額以内ですか？

はい ↓

合計 _____ 円/月

超えている場合は、受給できません。

④あなたの世帯では、現在どれだけ預貯金（定期預金含む）がありますか

<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 1	_____	円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 1	_____	円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 2	_____	円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 2	_____	円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 3	_____	円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 3	_____	円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 4	_____	円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 4	_____	円
<input type="checkbox"/> 世帯主名義の通帳 5	_____	円	<input type="checkbox"/> ご家族名義の通帳 5	_____	円

！要チェック
②でチェックした資産上限額以内ですか？

はい ↓

合計 _____ 円

超えている場合は、受給できません。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を

受給できる可能性があります。

裏面の必要書類を揃えて、糸満市役所社会福祉課へ郵送又は電話予約の上ご持参ください。(Tel.098-994-8242)

！ 他の審査項目があります

！ 決定後、一定の求職活動等が必要です

糸満市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により 必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の様式第1号(その1))	○	
②	申請時確認書	(同封の様式第1号(その2))	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付(総合支援資金の再貸付)が確認できる書類の写し	・再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可) ※不承認だった場合、不承認通知の写し	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式第1号(その3)) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録(通帳)など ※収入が無い場合は、通帳など	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの申請日時点の残高確認画面など。※お持ちの口座全ての通帳について表紙、見開き(店番、支店名、口座番号が記載されているページ)、直近6か月分のページの写しが必要。※総合支援資金の再貸付の振込確認(3回分)、自立支援金の振込先確認にも必要	○	
⑧	求職活動関係書類	求職受付票(ハローワークカード)の写し	○	
⑨	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの) ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①~③)

- ① 月1回以上、自立相談支援機関(糸満市くらしのサポートセンターきづき)の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①~③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと